

## 平成20年6月26日付不服申立に係る意見書

平成20年 8月31日

滋賀県情報公開審査会  
会長 野洲 和博 様

異議申立人 宮部 龍彦

平成20年8月11日付滋人権第221号に対し、次のとおり意見いたします。

滋賀県情報公開条例（以降「条例」という）が定める公開請求権の対象は、滋賀県の保有する公文書である。理由説明書には請求のあった公文書として、申立人が平成20年6月14日付で提出した公文書公開請求書（以降「本件請求」という）の「請求する公文書の名称または内容」がそのまま記載されているが、本件請求は条例第5条1項2号に基づいて「当該公文書を特定するために必要な事項」を指定して行ったため、まずその内容を含む公文書を実施機関において特定し、その公文書に対して公開・非公開・部分公開の判断が行われるべきである。本件請求から本件処分までの間、条例第5条2項による補正の求めがなく、平成20年6月23日付の公文書非公開決定通知書（以降「本件処分」という）には具体的な公文書名が示されていないが、条例第9条に基づく存在応答拒否ではないので、異議申立人は本件処分が何らかの具体的な公文書（以降「本件公文書」という）について、表題も含め非公開としたものを見なした。

本件公文書が何であるかは分からないため一般論とならざるを得ないが、その公文書が単に地名や区域、施設名を列挙したものであるとは考えられず、表題や項目名、文書の様式、文書の目的、地区に対する施策といった記述も含んでいるのが当然である。本件異議申立は、少なくともそれらの部分については、条例第7条に基づいて公開されるべきであるという主旨である。

また、条例第6条第1号について、決定通知書と理由説明書では、害される恐れがあるとされる、個人の権利利益の内容が具体的に何なのか明らかでないが、少なくとも本件公文書のうち、明らかに個人の権利利益に関係しない部分の公開には無関係である。同和地区住民に対する差別行為のおそれがあるという意味であれば、理由説明書にあるような同和問題に対して誤った理解や考え方を持つ人が少なからずいるということはむしろ情報不足によるものであって、行政機関が保有する正確な情報を公開しない理由とすることは矛盾している。また、現実の問題として同和地区を非公開とすることが誤解や偏見を解くことにつながっていないし、むしろ地区が公開されないことによる害が大きく

なっている。

例えば、東近江市と愛荘町においては、同和地区に関する情報を得ようとした個人の情報が部落解放同盟滋賀県連合会に不当に提供され、個人が糾弾されるという事例が実際におこっている。また、部落解放同盟滋賀県連合会は滋賀県内の同和地区の場所を把握しているが、政策的に意味のある情報を何ら特別な権限を持たない一民間団体が独占していること自体、不公正なことである。

また、滋賀県内において地域総合センターが同和対策に係る施設であること、小集落地区改良事業の多くが事実上の同和対策として行われたことは広く知られているし、部落解放同盟の解放新聞や学術文書に掲載された地区も多くある。そのため、行政が同和地区の存在を把握しつつ、具体的な地域を非公開にするという方法は既に破綻しており、無意味な情報管理のための労力が使われ、事情をよく知らない者が同和地区の場所を問い合わせれば非難される一方で、少し知識があれば容易に同和対策が行われた地域を推定できる状態である。

例えば、虎姫町大字五周辺や、大津市伊香立下龍華町はそれぞれ「タイプリ（タイガープリンセスの略）のファイブ」や「ドラゴンフラワー」といった隠語で呼ばれ、自治体の条例や、民間企業や国土地理院が公開している航空写真等から改良住宅が集中していることが明らかであり、県内外から好奇の目に晒されている。他にも滋賀県内の各自治体で小集落地区改良事業により建設された施設の住所が公文書により明らかになっている例が多数あり、その地域が同和地区であると推測されるような状態になっている。

新聞に地区名が記載されている例では、2008年5月26日の解放新聞滋賀版のオイレス ECO 滋賀工場の従業員による差別発言があったとされる記事で、栗東市十里という具体的な地名が掲載されている。

上記のような実態により明らかになった住所を列挙したものをインターネット上の掲示板等へ書き込む者がいるが、同和地区の場所が公式には非公開であるために情報の正確性について議論できず、一部の公的機関や同和団体が「電子版の部落地名総鑑」であるといった根拠不明確な指摘をしてしまい、余計に誤解や偏見を広めるようなことも起こっている。

ただ、本件申し立てにおいて、同和地区の地区名や区域の公開を積極的に求めているのは、既に同和対策関係の法律が失効しているにも関わらず、同和地区を判別するための情報が条例第2条2号にある「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している」状態にあること自体が文書管理上不適切であると考えられるためである。